

公益社団法人常滑市シルバー人材センター  
会員自主活動取扱要領

要領第4号

第1 概要と目的

シルバー人材センターの自主活動とは、会員の資質向上、健康増進、介護予防、生きがいの創出、連帯感の強化、親睦等を主な活動とし、就業の拡充を図ることに加え、高齢者の社会参加の機会を創出、増大させることを目的とするグループ活動である。

第2 対象自主活動

シルバー人材センター登録会員2名以上で構成される組織で、公益社団法人常滑市シルバー人材センター会長が承認した自主活動とする。

第3 旅費交通費、消耗品費等一部支給制度

(1) 第2の自主活動に所属する会員は、発足月から12月目の月の末日までの間に限り、自主活動に必要な①から③の経費の一部について支給を受けることができる。

① 旅費交通費

② 消耗品費

③ その他、公益社団法人常滑市シルバー人材センター会長が自主活動の経費として必要と認めた費用

なお、①から③の支給要件は、別表1に定める。

(2) 支給制度の申請を希望する自主活動に所属する会員は、所定の申請書で申請する。申請書の様式は別に定める。

(3) 支給を受けた会員が所属する自主活動組織は、費用の支給を受けた年のシルバー人材センター会計年度末までに当該自主活動の会計報告書を提出するものとする。会計報告書の様式は問わないが、次の①から②の書類を添付する。

① 領収証又は支出した金額が証明できる書類

② 自主活動員の名簿

第4 支給額の上限

支給費用の額は、1自主活動1構成員当たり年間12,000円を上限とする。

第5 支給費用の会計

支給に係る会計処理は、法人会計による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

勘定科目名	支給要件	適用外
①旅費交通費	・自主活動員が通常の自主活動を行うために必要となる公共交通機関等乗車運賃、車両等走行費用	・自主活動員の飲食等を主な目的とする移動等に係る交通費 ・自転車による走行費用

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料道路等の通行料</li> </ul>
② 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主活動員の通常の自主活動に使用する短期で消耗する品で、1 個体 10,000 円未満のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主活動員が、私用目的で使用する消耗品</li> </ul>
③ その他、公益社団法人常滑市シルバー人材センター会長が自主活動の経費として必要と認めた費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に自主活動の企画書及び当該費用に係る見積書又は申請書が提出されたもので、会長の承認が得られた費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主活動員の私用目的に使用するもの及び嗜好品に係る費用</li> <li>・自主活動員の飲食等に係る費用</li> <li>・固定資産に係る費用</li> <li>・投資活動等に係る費用</li> </ul>